



雪かき・雪下ろし費用の一部を助成します！

☎ 高齢者支援課 ☎ (25) 8150

自力で雪かきをすることが困難な高齢者世帯などで、業者等へ雪かき・雪下ろしを委託した場合、そのかかった費用に対して一部を助成します！



対象者

市内に住所がある**市民税非課税世帯の方**のうち、次の①～③のいずれかに該当する世帯に属する方

- ① 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳1級、2級または肢体不自由3級の方のみで構成される世帯
- ③ ひとり親家庭の母または父と小学6年生までの児童で構成される世帯

※申請は領収書の写し、振込先が分かるものを添えて高齢者支援課または各支所に提出してください。

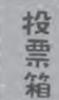


対象範囲と支給金額

		雪かき	雪下ろし
対象範囲		玄関から道路まで、生活に支障をきたす通路	積雪で家屋が倒壊等する恐れがある場合
	支給金額	1回につき5,000円まで	1回につき50,000円まで
	基準額	※経費が基準額に満たない場合はその額	
	給付率	経費の3分の2以内(1,000円未満端数切り捨て)	
	給付限度額	10,000円/年度	66,000円/年度



投票立会人を募集します



令和6年度に行われる選挙の投票所の投票立会人を募集します。応募できるのは、高島市の選挙人名簿に登録されている方です。

仕事の内容

投票所で投票が公正かつ適正に行われているかどうか立ち会っていただきます。

立ち会いの日時

▼期日前投票所：告示日または公示日の翌日から投票日の前日までの指定日。8時30分～20時(時刻は変更になる場合があります。)

▼選挙当日の投票所：7時～20時(一部閉鎖時刻の繰り上げあり)

報酬額

▼期日前投票所：1日当たり 9,600円

▼選挙当日の投票所：1日当たり 10,900円

※報酬額は、変更になる場合があります。

申込期限

令和6年**2月16日(金)**必着

申込方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会へ提出してください。応募用紙は、選挙管理委員会事務局や各支所でお渡します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

その他

希望者が多数の場合など、応募いただいても選任されないことがあります。立ち会いは、選挙管理委員会事務局が指定します。令和6年度には高島市議会議員および高島市長の任期満了に伴う選挙が予定されています。募集要項など詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ (25) 8000

除雪作業にご協力ください

12月1日(金)から3月20日(水)は、雪寒期間です。降雪時には道路の除雪などを行います。迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆様のご協力をお願いします。

◆路上駐車をしなさいませぬ！

除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、路上には駐車しないようお願いします。

◆目印を付けてください

石垣や庭木などは、雪に隠れて確認ができないため除雪作業時に接触する恐れがあります。赤い布切れを付けた2m程度の竹竿を立てるなど、目印をお願いします。

◆枝打ちをしてください

道路際の竹や木などが、降雪や着雪によって道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。ご理解をお願いします。



☎ 土木課 ☎ (25) 8570

マチイロ
マチを好きになるアプリ



市では、「広報たかしま」をより手軽にご覧いただけるように、株式会社ホープと提携し、スマートフォンアプリ「マチイロ」での配信をしています。

今まで広報誌をじっくり読めなかった方や忙しい方も、いつでもどこでも好きな時にスマートフォンやタブレットで読むことができます。ぜひご利用ください。

※アプリのダウンロードは無料ですが、通信費は利用者のご負担になります。

いつでもどこでも
広報たかしまが
チェックできる！



☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130

訪問看護サービスって、なに？

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

24時間365日、緊急事態に対応できる体制をとっています。

高島市訪問看護ステーション
☎ (36) 8111



緊急事態に備え、さまざまな物品を携帯しています

下水道を正しく 使用していただくために

下水道は、皆さんの日頃の快適な生活を支える重要なインフラです。下水道を正しく使用していただくために、次のことを守りましょう。

●水洗トイレではトイレットペーパー以外の紙を流さないで！



異物の詰まりによる故障がたびたび起きています。ティッシュペーパーや紙おむつ、ペーパータオル、ウエットティッシュなど水に溶けない紙類や布類などを流さないでください。

●台所では野菜くずや廃油・熱湯を流さないで！

野菜くずや食用油も、下水道管が詰まる原因となります。また、熱湯も下水道管が損傷しますので、流さないでください。



●ガソリンやアルコール類などの危険物は絶対に流さないで！



下水処理の働きを低下させるほか、気化して爆発する危険があります。

●雨水は流さないで！

市の下水道は分流式ですので、雨水は下水道に流せません。



下水道はみんなの財産です。
一人一人が大切に使いましょう。

上下水道課 ☎ (25) 8574

家屋の新增築や取り壊しなどには 手続きが必要です！

税務課 ☎ (25) 8109

固定資産税は、毎年1月1日時点で所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。次の場合は税務課または各支所で手続きをしてください。

▼家屋を新築または増築したとき

建築確認申請を必要としない建物（10㎡未満の増築家屋や都市計画区域外での建築物）も固定資産税の課税対象となります。建築工事の完了後、速やかに連絡してください。



▼家屋を取り壊したとき（全部または一部）

「建物滅失届」を提出してください。また、届出の提出が令和6年1月以降になる場合は取壊証明書（明書の添付が必要となります。なお、不動産登記がされている家屋で年内に法務局で滅失登記が完了した場合、この届出は不要です。

▼家屋の所有権を移転したとき

売買や贈与、相続などで家屋の所有者を変更した場合、次のとおり手続きが必要です。

○不動産登記されている家屋

年内に法務局において所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記年月日が令和6年1月2日以降の場合、納税義務者の変更は令和7年度からとなります。



○不動産登記されていない家屋

「未登記家屋の所有者変更届」を税務課または各支所へ提出してください。また、権利の移転が確認できる書類（契約書や協議書の写しなど）の添付が必要です。

12月は「ストップ滞納!! 強化月間」です

納税課 ☎ (25) 8522

皆さんに納めていただく税金は、福祉や教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と市では、12月を「ストップ滞納!! 強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

●納め忘れはありませんか？

税金を未納のまま放置すると、預貯金や給与などの差押え、自宅などの捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないか確かめください。

●口座振替が便利です

口座振替は、市税などをあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とす、便利な納付方法です。一度登録すれば納期ごとに引き落とされますので、納め忘れがなく安心です。

※「口座振替依頼書」は、市内の金融機関窓口または、市役所や各支所にあります。

口座振替のお申し込みは簡単な3ステップで完了します!!



依頼書に
必要事項を記入



通帳の
届出印を押印



金融機関の
窓口に提出



年末は環境センターへの粗大ごみの搬入件数が大幅に増加するので、早めの搬入にご協力をお願いするヤン!



環境センターでは、市民の皆さんが持ち込んだごみを受け入れることができるよう体制を整えています。年末は自宅などの大掃除で大量のごみが発生する時期です。ごみを搬入する際は、「ごみの分け方・出し方」で確認し、分別をしてから持ち込んでください。

環境センターへの
直接搬入はお早めだ!

- ▼受付日
月曜日～土曜日、第3日曜日
※12月29日～1月3日を除く
- ▼受付時間
9時～16時
- ▼搬入できないもの
燃えないごみA類（ガラス単体や陶器類など）、家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、2袋以上の草木など



新ごみ処理施設のプラスチック類の処理体制

プラスチックは、私たちの日常生活に欠かせない便利な素材ですが、ごみとして処理することに伴う温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染など、地球規模で環境問題を引き起こしています。

このような背景から令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では次のようにすることを求められています。

事業者

自主回収再資源化、排出の抑制

市町村

プラスチックごみの分別収集、再商品化

新リサイクル施設の供用開始年度（令和14年度）以降の方針

収集

プラスチック類を分別収集します。

処理

新リサイクル施設で手選別によって基準に適合しない異物を除去した後、*ベール化して一時蓄え、日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、リサイクル処理を委託し、新たなプラスチック製品などに再生利用されます。



*ベール…
圧縮梱包して俵状にしたもの
◀ホームページはこちらから

可燃ごみ搬出量

現在、三重県の民間ごみ処理業者へ委託して焼却処分しています。ごみの量に応じてごみ処理費用を負担することになりますので、ごみの分別や減量にご協力ください。

測定月	収集量
令和4年10月分	1,105t
令和5年10月分	1,124t (前年比19t増)



高島の絶景を教えてください

#高島の絶景2023 キャンペーン

投稿期間 12/1～1/31



高島市公式Instagram
イメージキャラクター「たかP」

企画趣旨

高島市はびわ湖の西岸に立地し、びわ湖から昇る朝日や満天の星を見ることができスポット、約2.4kmにわたるメタセコイア並木道など写真映えスポットが多くあることから、「絶景の高島市の風景」をPRする期間とします。皆さんのお気に入りの風景写真を通して多くの方々に高島市の魅力を発信し、高島を盛り上げましょう!

フォローはこちらから



TAKASHIMA_CITY

協力



高島市公認フォトアドバイザー
葛原 よしひろ氏

STEP 01

高島市内で撮影した風景の写真に「#高島の絶景2023」をつけてInstagramに投稿!

STEP 02

たかP写真館「@takashima_city」をフォローすると、高島市公認フォトアドバイザー 葛原 よしひろ氏が選んだあなたの写真が市の広報ビジュアルに使われるかも!? さらに選ばれた写真がフォトブックになる特典も!

企画広報課 ☎(25) 8130